

東播磨・北播磨・丹波 (加古川流域圏)地域総合治水 推進計画について

- ◆ 総合治水とは
- ◆ 総合治水条例の概要
- ◆ 総合治水推進計画の策定スケジュール

総合治水とは

総合治水が必要となった背景

■ 度重なる大雨がもたらす甚大な浸水被害

近年の台風災害による県内の主な被害

平成16年
台風第23号

- 死者行方不明者26名
- 住宅全半壊約7,900棟 床上・床下浸水 約10,800棟



平成21年
台風第9号

- 死者行方不明者22名
- 住宅全半壊約1,100棟 床上・床下浸水 約1,800棟



平成23年
台風第12号

- 県内47箇所を観測史上最大の雨量(県下152箇所の観測所中)
- 住宅床上・床下浸水 約6,800棟



平成23年
台風第15号

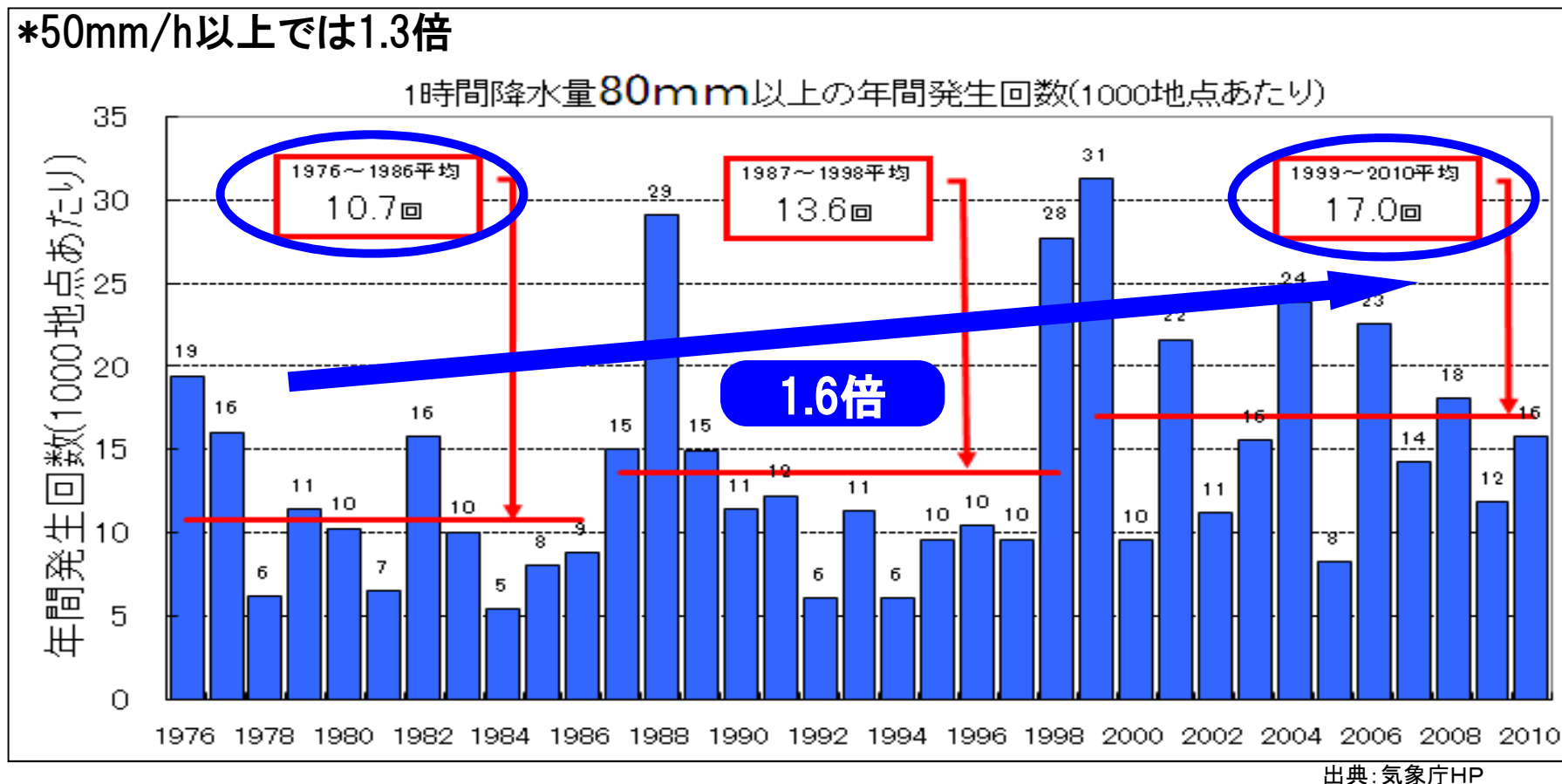
- 県内22箇所を観測史上最大の雨量
- 住宅床上・床下浸水 約300棟



総合治水が必要となった背景

■ 増加傾向にある大雨の頻度

30年前と比較すると、猛烈な雨(80mm/h以上)が降る回数は1.6倍に上昇(年間10.7回→17.0回)



総合治水が必要となった背景

- 度重なる大雨がもたらす甚大な浸水被害
- 大雨が発生する頻度の増加
- 洪水氾濫域に人口・資産が集中
- 人口高齢化等による浸水被害構造の深刻化

今までよりも浸水被害が拡大

河川・下水道の整備を基本とした『これまでの治水』での対応で、浸水被害を防ぐことが困難に。

総合治水とは？

河道拡幅・雨水管整備等を行う「河川下水道対策」

ながす

+

雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる「流域対策」

ためる

+

浸水した場合の被害を軽減する「減災対策」

そなえる

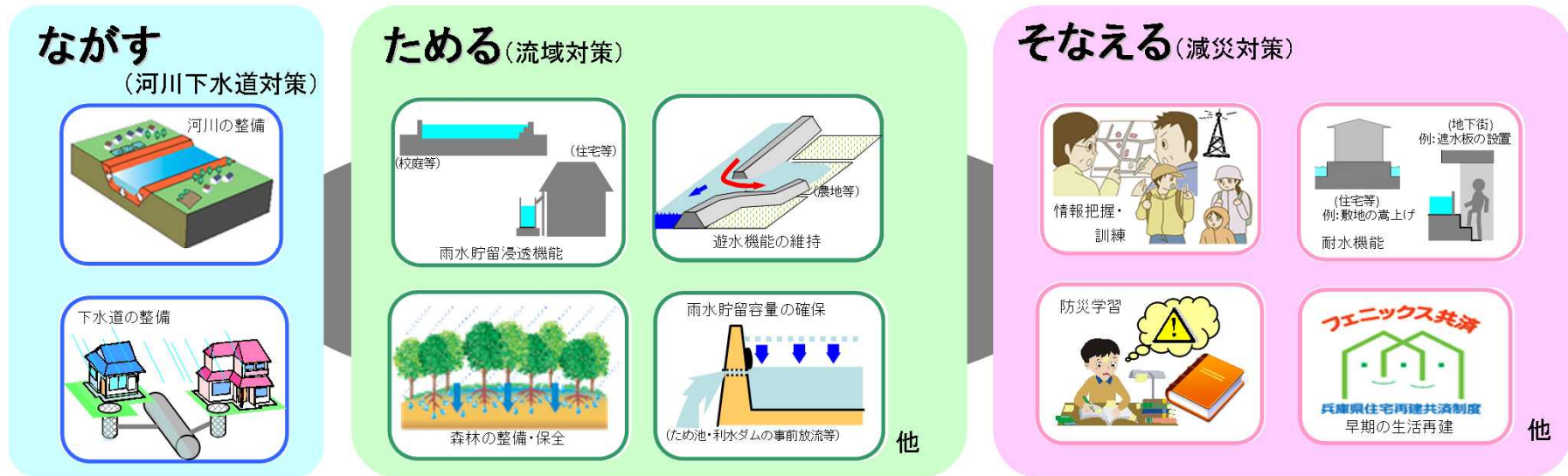
総合治水

総合治水条例の概要

総合治水条例の概要

平成24年4月 総合治水条例が施行

特長1: 総合治水の推進に関するあらゆる施策を示した上で、**県・市町・県民の責務を明確化**



県・市町・・・施策の策定・実施

県民・・・雨水貯留抑制、災害への備え、施策への協力等

国・・・河川管理者として、総合治水の推進について、

県及び市町と連携し、推進していく

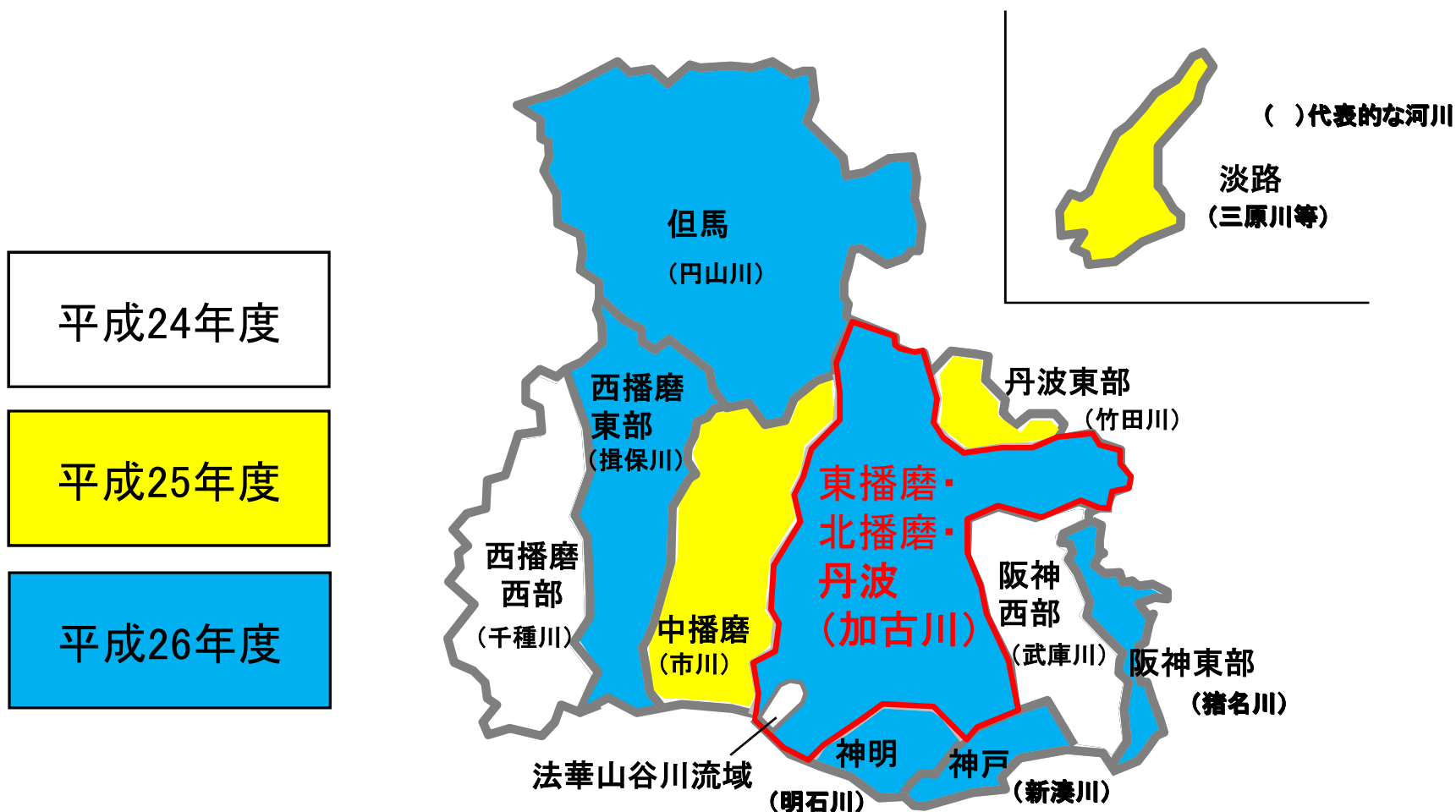
総合治水条例の概要

特長2:

- ◆ 県は、総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため、**計画地域ごとに総合治水推進計画を策定**。
- ◆ 各推進計画を策定するときは、計画地域ごとに設置する**総合治水推進協議会**の意見を聴く。
- ◆ 総合治水推進協議会は、知事が指名するもので構成。
(市町長、関係行政機関の職員、住民等)

総合治水条例の概要

計画地域は、県下11地域に分けて「地域総合治水推進計画」を策定



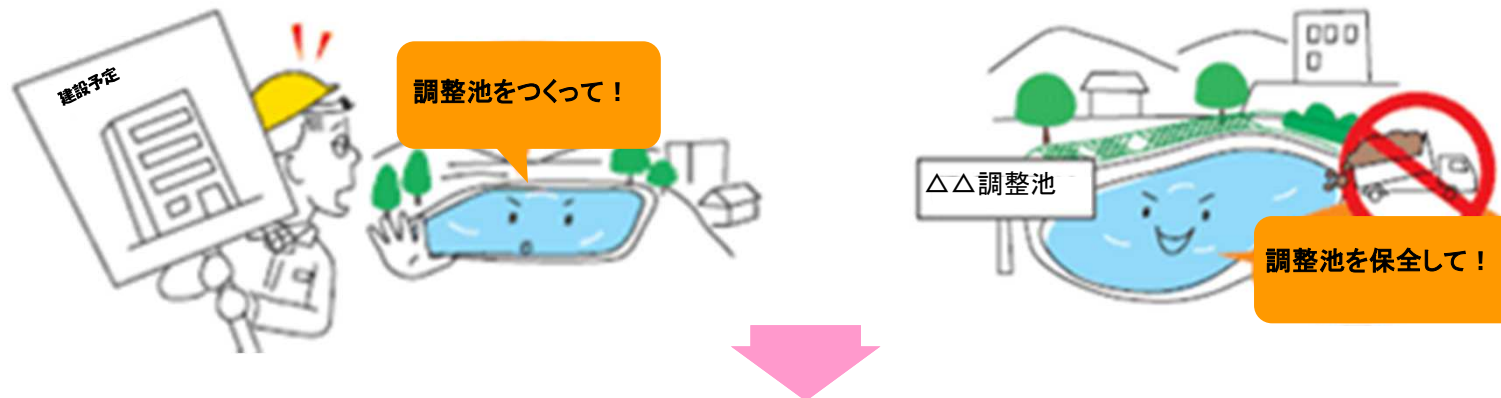
総合治水条例の概要

特長3: 開発行為に伴う調整池の設置・適正管理を義務化

H25.4.1施行

なかでも、1ヘクタール以上の開発行為をする場合には・・・

- ◆ 技術基準に適合する調整池(重要調整池)を設置しなくてはならない。
- ◆ 設置した重要調整池を、適正に管理しなくてはならない。



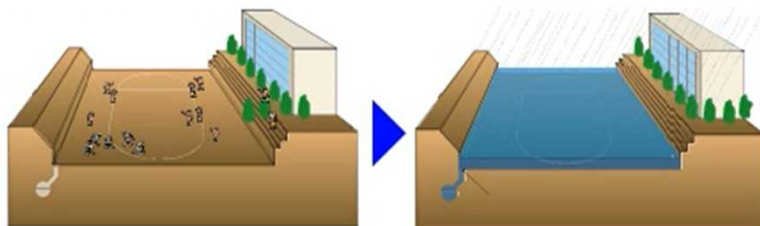
違反した場合は・・・

- 知事から、必要な措置をとるよう命令。
- 命令に従わなかった場合には、罰則を科されることがある。

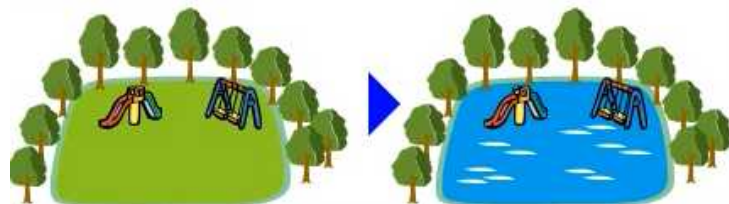
総合治水の取り組み(流域対策)

土地

校庭貯留



公園貯留



建物・工作物



屋根に降った雨水を貯留

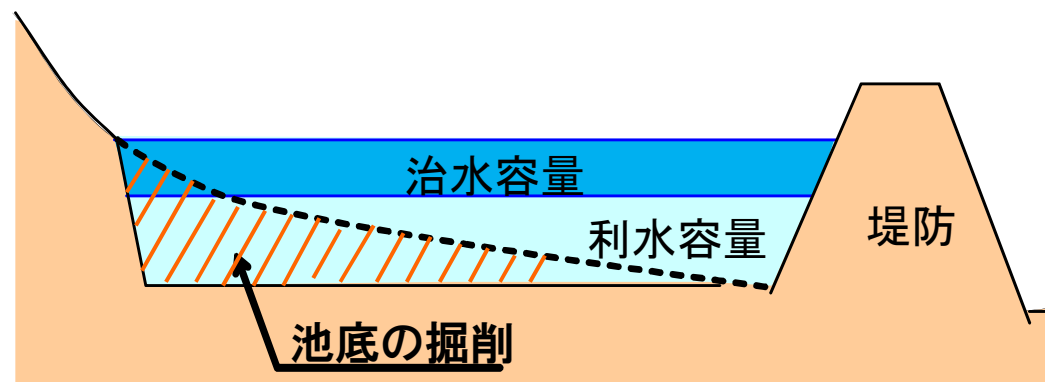


各戸貯留(雨水タンク)

水田・ため池



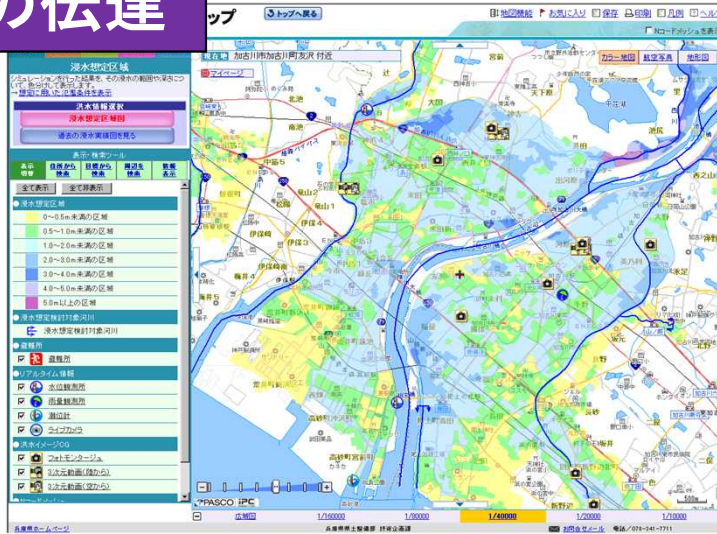
水田貯留(堰板の設置)



ため池貯留

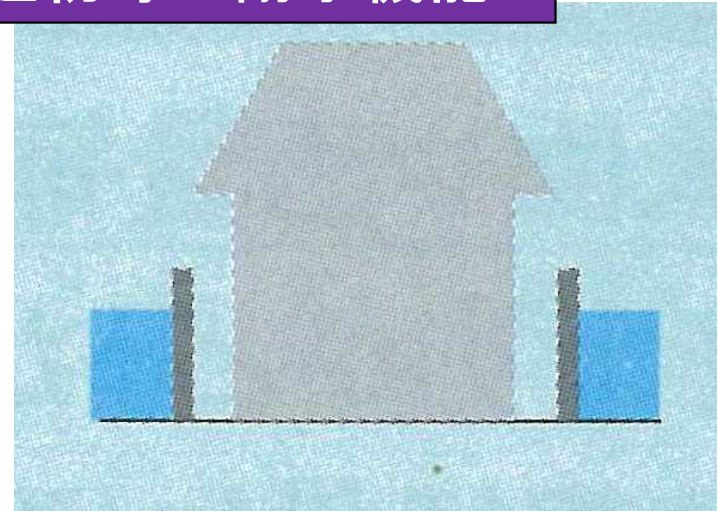
総合治水の取り組み(減災対策)

情報の伝達



兵庫県 CGハザードマップ

建物等の耐水機能



遮水壁

訓練



水防訓練

学習



手作り防災マップ作成

総合治水の推進に向けて

総合治水は、行政、県民が相互に連携を図りながら協働して推進することが重要



行政だけでなく、県民の皆さんにも、ご自宅の庭先での雨水貯留や自治会ぐるみでの防災学習等できることから総合治水に関する取り組みを行っていただきますようお願いいたします。

**東播磨・北播磨・丹波
(加古川流域圏)
地域総合治水推進計画の
策定スケジュール**

策定スケジュール(案)

